陸前高田市虐待防止対策実務者研修会　～地域で支える仕組み～

『 虐待防止と対応 』　児童，ＤＶ，高齢，障害

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ふくし＠ＪＭＩ　小 湊　純 一。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（社会福祉士／主任介護支援専門員）

**高齢者虐待の例から，包括的に児童･ＤＶ･高齢者･障害者の虐待防止・虐待対応を考えます。**

～高齢者虐待とは～

　近年，高齢者の虐待について関心が高まっていますが，問題は十分に理解されているとは言えません。多様な状態を包括する定義は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により明文化されましたが，すべてを包括するものではありません。高齢者の虐待には遂行（虐待）または放置（無視）があり，故意に苦痛を与えようとした場合と介護者あるいは虐待者の不十分な知識，燃え尽き，怠惰から無意識に苦痛を与えてしまう場合とがあります。

　「新たな適応力を必要とする新たな生活様式の変化（ストレスとなる生活上の出来事）」と「暴力の既往」の２つの要因は子供や夫婦間の虐待に関連することわかっていますが，高齢者の虐待との関連は今のところ明らかではありません。

１　権利侵害の背景

（１）障がい等により自分の権利を自分で守れない。

（２）世話をする側とされる側の上下関係がある。

（３）生活支援の場が密室になる。

（４）認知症・高齢障害者の理解が不足している場合がある。

（５）権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。

（６）自分で情報を集めて選び判断することが難しい。

（７）人には「相性」がある。

（８）後見のシステムがまだ一般化していない。

２　なぜ高齢者虐待？

（１）高齢者の身体障害，認知障害

（２）高齢者が虐待者へ依存（介護，生活援助など）

（３）虐待者が高齢者へ依存（特に経済的援助を受けるなど）

（４）虐待者の精神的障害（薬物乱用や精神疾患の既往など）

（５）家族の社会的孤立

３　高齢者虐待を把握する

（１）家族や現在介護をしてもらっている者に対して恐れをいだいている

（２）説明がつかない怪我，骨折，火傷がある。

（３）放置，暴力等の虐待を受けている。

（４）身体抑制を受けている。

（５）財産が搾取されている。

４　高齢者虐待とは

（１）身体的虐待

（２）介護放棄（ネグレクト）

（３）心理的虐待

（４）性的虐待

（５）経済的虐待

※　消費者被害

５　通報と緊急性の判断

　　緊急性があると判断した場合は，直ちに保護を行う必要があります。

　　生命の危険性，医療の必要性，加害者との分離の必要性，虐待の程度と高齢者の健康

状態，介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

『緊急性の判断』

　①　本人が保護救済を強く求めている。

　②　生命に危険な状態。（重度の火傷や外傷・褥そう，栄養失調，衰弱，脱水症状，肺炎

等）→ 医師に判断を依頼することが有効

　③　生命に危険な行為が行われている。（頭部打撃，顔面打撃，首締め・揺さぶり，戸外

放置，溺れさせる等）

　④　確認できないが，上記に該当する可能性が高い。

**～虐待を見つけたらどうする？～**

（迷わず市町村に通報します。）

第七条　養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

２　前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

（発見したら，「個人情報保護法が…」とかって言ってる場合ではありません。）

３　[刑法](http://www.ron.gr.jp/law/law/keihou.htm)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（誰が通報したのか分からないようにして対応してくれます。）

第八条　市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

**～通報したら市町村はどうしてくれる？～**

（まず，行って見て判断し，急いで対応してくれます。）
第九条　市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。
２　市町村又は市町村長は、通報又は届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に措置を講じ、又は、適切に審判の請求をするものとする。

（安全な部屋を確保してくれます。）
第十条　市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査をしてくれます。）
第十一条　市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
２　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
３　第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（面会を制限してくれます。）
第十三条　養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

～高齢者虐待の例～

『Ｂ子さん８７才』

（概要）

　長男の本人に対する暴言が頻回で，精神的ストレスが大きい。また，本人の年金（月７万円）で３人が生活している状況で経済的に困窮している。

　長男は会社員として仕事をしていたが，５０代でリストラによる解雇がきっかけで飲酒の量が増え，酒量のコントロールが出来なくなってきた。長男の妻も仕事をしておらず全く収入がなくなり，長男夫婦の貯金や保険を解約しながら，また本人も生活費の一部を払って生活をしていたが，徐々に金銭的に困窮し家を担保にして長男夫婦は銀行等からお金を借りる。

　それでも長男は飲酒を続け，暴言や暴行行為あり。その為長男の妻や孫２人（長男・次男）がうつ病を発症し治療を受けるようになった。長男の妻は，生活態度を改めようとしない長男に愛想をつかし，Ｈ２０年離婚。本人の年金１月７万弱で生活費を賄う生活が始まる。その後は本人・長男の２人暮らしであったが，県外に住んでいた孫（長男の長男）が帰省し３人暮らしとなる。

　長男は，相変わらず毎日時間に関係なく飲酒し続け，本人に対して昼夜問わず暴言を吐く。過度の飲酒により糖尿病が悪化し，低血糖症状が頻回にあり何度も救急車で病院へ搬送されている。また，「ババアを今から殺すところだ」と長男が直接警察に電話をしたり，酔って道路で寝ているところを保護されたりしている。長男の年金は２ヶ月で３万５千円あるが，全て酒代になっている。

　また，本人は今でも，離婚した長男の妻や孫からお金の請求をされる事がある。本人は精神的なストレスが強く，ここ２年間で虚血性大腸炎や体調不良にて入退院をしている。

どうしますか…？

*2014.08.29.　文責：小湊 純一。*